

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成30年2月20日（火）

（案件名）

- ・ 平成29年度地方債同意等予定額の通知等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課
乾管理官 （内 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）

（地方債の協議の相手方等）

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債の許可手続）

第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

平成 29 年度地方債同意等予定額（第 2 次分）について

平成 30 年 2 月

自治財政局

1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債予定額等に基づき、同意等予定額を通知。

(単位：億円)

	地方債 計画額 (当初) (A)	同意等予定額等			差引き (A-B)
		既通知額等 (1次分+届出)	今回通知額 (2次分)	計(B)	
通常収支分	116,257	117,678	15,828	133,506	▲17,249
東日本大震災分	188	232	8	240	▲52
総額	116,445	117,910	15,836	133,746	▲17,301

※既通知額等の内訳

1次分：94,575億円(通常収支分94,361億円、東日本大震災分214億円)

届出：23,335億円(通常収支分23,317億円、東日本大震災分18億円)

- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債

公共事業等(1,000億円)、災害復旧事業(849億円)、旧合併特例(1,029億円)、行政改革推進(2,275億円)、退職手当債(1,505億円)、減収補填債(特例分)(3,674億円)

2. 同意等予定額の通知日

2月26日(月)

○ 地方債同意等予定額について(平成29年度第2次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	49,884	20,607	32,576	9,377	62,561	▲12,677	125.4%
公共事業等	16,443	6,407	9,872	1,000	17,279	▲836	105.1%
公営住宅建設事業	1,130	955	918	189	2,062	▲932	182.5%
災害復旧事業	873	26	690	849	1,564	▲691	179.1%
教育・福祉施設等整備事業	3,391	1,639	3,468	1,101	6,208	▲2,817	183.1%
学校教育施設等	1,245	650	1,239	642	2,531	▲1,286	203.3%
社会福祉施設	383	243	306	105	654	▲271	170.8%
一般廃棄物処理	656	249	1,261	212	1,722	▲1,066	262.4%
一般補助施設等	567	211	406	106	722	▲155	127.4%
施設(一般財源化分)	540	287	256	36	579	▲39	107.3%
一般単独事業	21,927	11,307	12,917	3,258	27,481	▲5,554	125.3%
一般	2,795	4,934	2,941	543	8,417	▲5,622	301.2%
地域活性化	690	346	476	96	918	▲228	133.1%
防災対策	871	462	529	153	1,144	▲273	131.3%
地方道路等	3,221	3,726	1,787	528	6,041	▲2,820	187.5%
旧合併特例	6,200	893	5,053	1,029	6,975	▲775	112.5%
緊急防災・減災	5,000	744	1,637	227	2,608	2,392	52.2%
公共施設等適正管理	3,150	204	493	682	1,379	1,771	43.8%
辺地及び過疎対策事業	4,975	4	4,483	528	5,015	▲40	100.8%
辺地対策	475		440	52	492	▲17	103.6%
過疎対策	4,500	4	4,043	476	4,523	▲23	100.5%
公共用地先行取得等事業	345	270	229	62	560	▲215	162.5%
行政改革推進	700			2,275	2,275	▲1,575	324.9%
調整	100			116	116	▲16	116.4%
公営企業債	25,121	2,710	21,332	730	24,772	349	98.6%
水道事業	5,043	411	4,622	56	5,089	▲46	100.9%
工業用水道事業	247		224	1	226	21	91.4%
交通事業	1,611	474	1,063	15	1,552	59	96.3%
電気事業・ガス事業	202		197	2	199	3	98.4%
港湾整備事業	509	62	459	34	554	▲45	108.9%
病院事業・介護サービス事業	4,614	416	3,944	284	4,644	▲30	100.6%
市場事業・と畜場事業	235	36	149	12	197	38	83.7%
地域開発事業	622	152	454	68	675	▲53	108.5%
下水道事業	11,904	1,131	10,136	226	11,493	411	96.6%
観光その他事業	134	27	85	25	137	▲3	102.2%
(公営企業退職手当債)				7	7	▲7	—
臨時財政対策債	40,452		40,452		40,452	▲0	100.0%
退職手当債	800			1,505	1,505	▲705	188.1%
合計	116,257	23,317	94,361	11,612	129,290	▲13,033	111.2%
減収補填債(5条分)				542	542	▲542	—
減収補填債(特例分)				3,674	3,674	▲3,674	—
総計	116,257	23,317	94,361	15,828	133,506	▲17,249	114.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	179		153	6	159	20	88.9%
公営住宅建設事業	158		145	4	150	8	94.8%
災害復旧事業	18		6	2	7	11	41.2%
一般単独事業	3		2		2	1	66.7%
公営企業債	9		12	0	12	▲3	132.3%
水道事業							—
市場事業・と畜場事業	1		0		0	1	9.0%
下水道事業	8		12	0	12	▲4	147.8%
被災施設借換債				0	0	▲0	—
一般補助施設等※		18	49	2	69	▲69	—
総計	188	18	214	8	240	▲52	127.7%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画において、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
1 通常収支分	116,257	23,317	94,361	15,828	133,506	▲17,249	114.8%
2 東日本大震災分	188	18	214	8	240	▲52	127.7%
合計	116,445	23,335	94,575	15,836	133,746	▲17,301	114.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成29年度地方債計画額	116,257	28,545	18,064	38,200	31,448
② 同意等予定額	110,189	28,948	18,055	20,015	43,170
都指 道定 府都 県市	61,550	8,030	5,656	20,012	27,852
市特 町別 村区	48,639	20,919	12,400	3	15,318
内 既 通 知 額	94,361	26,860	16,513	18,143	32,845
都指 道定 府都 県市	51,430	7,505	5,473	18,140	20,312
市特 町別 村区	42,931	19,355	11,040	3	12,534
記 今 回 通 知 額	15,828	2,088	1,543	1,872	10,325
都指 道定 府都 県市	10,120	525	183	1,872	7,540
市特 町別 村区	5,708	1,564	1,360	—	2,785
③ 既届出額	23,317	54		13,335	9,927
都指 道定 府都 県市	21,114	54		13,290	7,770
市特 町別 村区	2,203			45	2,158
④ 小計 (②+③)	133,506	29,003	18,055	33,350	53,097
都指 道定 府都 県市	82,663	8,084	5,656	33,302	35,621
市特 町別 村区	50,843	20,919	12,400	48	17,476
⑤ 計画残額 (①-④)	▲17,249	▲458	9	4,850	▲21,649

(注)表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。
(注)④小計は、臨時財政対策債の既届出額を含んでいない。(臨時財政対策債は、発行可能額を同意等予定額として通知する。)

2. 東日本大震災分

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成29年度地方債計画額		188	135	53	—	—
② 同意等予定額		222	157	53	—	12
	都 道 府 県	138	94	32	—	11
	指 定 都 市 村 区	84	62	21	—	0
内	既 通 知 額	214	151	52	—	11
	都 道 府 県	136	94	31	—	11
訳	指 定 都 市 村 区	77	56	21	—	0
	今 回 通 知 額	8	6	2	—	0
	都 道 府 県	2	—	1	—	0
	指 定 都 市 村 区	6	6	0	—	—
③ 既届出額		18	—	—	—	18
	都 道 府 県	18	—	—	—	18
	指 定 都 市 村 区	1	—	—	—	1
④ 小計 (②+③)		240	157	53	—	30
	都 道 府 県	156	94	32	—	29
	指 定 都 市 村 区	84	62	21	—	1
⑤ 計画残額 (①-②)		▲ 52	▲ 22	▲ 0	—	▲ 30

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

3. 合計

(単位：億円)

	計	財 政 融 資				
		機 構	機 構	市場公募	銀行等引受	
① 平成29年度地方債計画額	116,445	28,680	18,117	38,200	31,448	
② 同意等予定額	110,411	29,105	18,109	20,015	43,181	
都指 道定 府都 県市	61,687	8,124	5,688	20,012	27,863	
市特 町別 村区	48,723	20,981	12,421	3	15,318	
内 訳	既 通 知 額	94,575	27,011	16,564	18,143	32,856
	都指 道定 府都 県市	51,566	7,600	5,503	18,140	20,323
	市特 町別 村区	43,009	19,411	11,061	3	12,534
	今 回 通 知 額	15,836	2,094	1,545	1,872	10,325
	都指 道定 府都 県市	10,121	525	185	1,872	7,540
	市特 町別 村区	5,714	1,570	1,360	—	2,785
③ 既届出額	23,335	54		13,335	9,946	
都指 道定 府都 県市	21,131	54		13,290	7,788	
市特 町別 村区	2,204			45	2,158	
④ 小計 (②+③)	133,746	29,159	18,109	33,350	53,127	
都指 道定 府都 県市	82,819	8,179	5,688	33,302	35,650	
市特 町別 村区	50,927	20,981	12,421	48	17,477	
⑤ 計画残額 (①-④)	▲17,301	▲479	8	4,850	▲21,679	

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(注) ④小計は、臨時財政対策債の既届出額を含んでいない。(臨時財政対策債は、発行可能額を同意等予定額として通知する。)

(注) 財政融資資金は479億円計画額を超過しているが、同意等予定額のうち713億円は、平成28年度国の補正予算に伴う事業のうち国において平成29年度に繰り越した事業に係るものであり、平成28年度の財政融資資金の繰越分を充当するため、本年度分の事業のみで見ると計画額の範囲に収まる。